るための十分な情報を付してその認定を通報した後に、当該一時的な停止を更新することを決定することができる。関税上の特恵待遇のいかなる一時的な停止も、当初の一時的な停止が行われた日から二年以内に終了させる。ただし、当初の一時的な停止の原因となった状況がそれぞれの更新の期間の終了に当たり継続していることが物品の貿易に関する専門委員会に対して証明された場合は、この限りでない。

8　適用された関税上の特恵待遇の一時的な停止については、物品の貿易に関する専門委員会において定期的な協議に付するものとする。

9　2又は7に規定する認定を行った締約国は、自国の内部手続に従って、4から7までに定める関税上の特恵待遇の一時的な停止に関する通報及び決定についての輸入者に対する通知を公表する。

10　3に規定する貿易業者以外の貿易業者及び5に規定する利害関係者以外の貿易業者が、2又は7に規定する認定を行った締約国に対し、2(a)に規定する組織的な違反に関与していないことを客観的かつ十分に証明する場合には、関税上の特恵待遇の一時的な停止は、当該貿易業者については、適用しない。

11　この条のいかなる規定も、貿易業者又は利害関係者が、2又は7に規定する認定を行った締約国に対し、当該締約国の法令に従い6に定める措置により違法に被った損害の賠償を請求することを妨げるものと解してはならない。

第二・三十三条　物品の貿易に関する専門委員会

1　第二十三・三条の規定に基づいて設置される物品の貿易に関する専門委員会（以下この条において「専門委員会」という。）は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2　専門委員会は、次の任務を有する。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討し、並びにこれらの監視を行うこと。

(b)　合同委員会に対して専門委員会の所見を報告すること。

(c)　附属書二―A第三編第B節の規定の対象となる物品について最大限可能な市場アクセスを与えるため、同節に定める制度の仕組み及び運用について検討し、並びにこれらの監視を行うこと。

(d)　第二・三十一条に規定する情報の交換に関する事項について決定すること。

(e)　合同委員会が第二十三・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

3　専門委員会は、両締約国の代表者が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第二・三十四条　ぶどう酒に関する作業部会

1　第二十三・四条の規定に基づいて設置されるぶどう酒に関する作業部会は、前節及び附属書二―Eの規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2　ぶどう酒に関する作業部会は、次の任務を有する。

(a)　第二・二十七条2に規定する自己証明に関する方法を採択すること。

(b)　第二・二十四条から第二・二十八条までの規定の実施を監視すること（同条の規定に基づく検討及び協議を含む。）。

(c)　附属書二―Eの改正を検討し、及びその改正に関する決定の採択について合同委員会に勧告を行うこと。

3　ぶどう酒に関する作業部会は、この協定の効力発生の日にその第一回会合を開催する。

第三章　原産地規則及び原産地手続

第A節　原産地規則

第三・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「養殖」とは、成育又は成長の過程において生産を高めるための関与（通常の備蓄、給餌、捕食生物からの保護等）により、種苗（卵、稚魚、幼魚、幼生、小魚その他幼生期の後も成魚ではない魚等）から水生生物（魚、水棲無脊椎動物（軟体動物及び甲殻類を含む。）、水生植物等）を飼養することをいう。

(b)　「貨物」とは、一の輸出者から一の荷受人に同時に送付される産品又は一の輸出者から一の荷受人への産品の輸送を扱う単一の運送書類（当該書類がない場合には、単一の仕入書）の対象となる産品をいう。

(c)　「輸出者」とは、締約国に所在する者であって、当該締約国の法令に定める要件に従い、原産品を輸出し、又は生産するもの（原産地に関する申告を作成する者に限る。）をいう。

(d)　「輸入者」とは、原産品を輸入する者であって、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求するものをいう。

(e)　「材料」とは、物又は物質であって、産品の生産において使用されるもの（構成要素、成分、原材料及び部品を含む。）をいう。

(f)　「非原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされない材料（原産品としての資格を決定することができない材料を含む。）をいう。

(g)　「関税上の特恵待遇」とは、第二・八条1の規定に従って原産品について適用する関税率をいう。

(h)　「産品」とは、生産によって生ずる物又は物質（他の産品を生産するための材料としての使用を目的とするものを含む。）をいい、前章に規定する産品をいうものと了解する。

(i)　「生産」とは、全ての種類の作業又は加工をいい、組立てを含む。

第三・二条　原産品の要件

1　一方の締約国が他方の締約国の原産品に対する関税上の特恵待遇を第二・八条1の規定に従って適用するに当たり、次に掲げる産品は、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合には、他方の締約国の原産品とする。

(a)　次条に定めるところにより完全に得られ、又は生産される産品

(b)　他方の締約国の原産材料のみから生産される産品

(c)　非原産材料を使用して生産される産品であって、附属書三―Bに定める全ての関連する要件を満たすもの

2　この章の規定の適用上、締約国についての地理的適用範囲には、自国の領海の外側に位置する海、海底及びその下を含まない。

3　産品の生産において使用される非原産材料は、当該産品が原産品としての資格を取得した場合において、当該産品が他の産品に材料として組み込まれるときは、非原産材料とはしない。

4　原産品としての資格の取得に関するこの章に定める要件は、締約国において中断することなく満たされなければならない。

第三・三条　完全に得られる産品

1　前条の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られる産品とする。

(a)　当該締約国において栽培され、耕作され、収穫され、採取され、又は採集される植物又は植物性生産品

(b)　生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの

(c)　生きている動物（当該締約国において成育されたもの）から得られる産品

(d)　とさつされた動物（当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの）から得られる産品

(e)　当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物

(f)　当該締約国において養殖により得られる産品

(g)　当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(f)までに規定するものを除く。）